

「田島地区複合施設整備等事業」入札説明書等 新旧対照表

令和7年1月17日

令和6年10月15日付で公表した入札説明書等を、以下のとおり修正する。

■入札説明書

該当箇所						変更前	変更後
頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字		
11	4	(2)	キ	(ア)		令和6年12月19日(木)、12月20日(金)のうち1時間程度	1回目: 令和6年12月19日(木)、12月20日(金)のうち1時間程度 2回目: 令和7年2月6日(木)、2月7日(金)、2月13日(木)、2月14日(金)のうち1時間程度 ※下線部を追加
11	4	(2)	キ	(エ)		令和6年12月16日(月)17時15分まで	1回目: 令和6年12月16日(月)17時15分まで 2回目: 令和7年1月31日(金)17時15分まで ※下線部を追加

■別添資料1 業務要求水準書

該当箇所						変更前	変更後
頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字		
43	6	(3)	ウ	(ウ)	c	解体・撤去の対象範囲内にある物品等は原則として全て廃棄する。 <u>なお、支所1階倉庫3室において、市による移動が困難な金庫(105L×115W×180H)が残置される見込みであり、当該残置物についても適切に廃棄すること。</u> ※下線部を削除	解体・撤去の対象範囲内にある物品等は原則として全て廃棄する。

■別添資料1 業務要求水準書 <添付資料> 資料9 諸室等性能表

該当箇所						変更前	変更後
6頁／施設運営等スペース／執務室／諸室の設計の考え方						・災害時の浸水の影響を受けない支所職員管理エリア(支所執務室や支所倉庫、LAN室、 <u>大気環境測定室等</u>)に防災無線機用ラックが設置できるスペースを確保すること(5㎡程度の専用区画を設けることもできる) ※下線部を削除	・災害時の浸水の影響を受けない支所職員管理エリア(支所執務室や支所倉庫、LAN室等)に防災無線機用ラックが設置できるスペースを確保すること(5㎡程度の専用区画を設けることもできる)

6頁／施設運営等スペース／執務室(支所)／什器・備品等	・高さ調整が可能な窓口カウンター×3台(同時対応人数2～3名)	・高さ調整が可能な窓口カウンター×3台(同時対応人数2～3名)(<u>ハイカウンターとローカウンターの双方を設置する場合は固定式も可</u>) ※下線部を追加
6頁／施設運営等スペース／執務室(運営事業者)／什器・備品等	・高さ調整が可能な窓口カウンター×1台(同時対応人数2～3名)	・高さ調整が可能な窓口カウンター×1台(同時対応人数2～3名)(<u>ハイカウンターとローカウンターの双方を設置する場合は固定式も可</u>) ※下線部を追加

■別添資料7 施設整備等に関する事業契約書(案)

該当箇所						変更前	変更後
頁							
-	2枚目					本事業契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により ※下線部を変更	本事業契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により ※下線部を変更

■別添資料8 施設保守管理に関する業務委託契約書(案)

該当箇所						変更前	変更後
頁							
-	2枚目	表題				田島地区複合施設に関する施設保守管理委託契約書 ※下線部を削除	田島地区複合施設保守管理に関する業務委託契約書 ※下線部を追記
-	2枚目	5				別添の条項による「田島地区複合施設に関する施設保守管理委託契約書」(以下「本委託契約」という。)を締結し、 ※下線部を削除	別添の条項による「田島地区複合施設保守管理に関する業務委託契約書」(以下「本委託契約」という。)を締結し、 ※下線部を追記
-	2枚目	5				本委託契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により ※下線部を修正	本委託契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により ※下線部を修正

-	別紙7	ア			本施設の引渡し日の翌日から事業契約の終了日までの14年9カ月間にわたり、各年度、半期ごとに2回、全30回払いで施設保守管理費を支払うものとする。(ただし、1円未満の端数は下期で調整する。) <u>ただし、令和10年度前期の支払い額は、他の年度の支払い額の12分の3とする。</u> ※下線部を削除	<u>施設保守管理費の内、保守管理業務費(施設保守管理費の内、修繕・更新費を除いたもの)について</u>は、本施設の引渡し日の翌日から事業契約の終了日までの14年9カ月間にわたり、<u>選定事業者の年度ごとの提案金額に基づき</u>、各年度、半期ごとに2回、全30回払いで保守管理業務費を支払うものとする。(ただし、1円未満の端数は下期で調整する。) <u>ただし、モニタリングに基づく減額があり得る。</u> <u>施設保守管理費の内、修繕・更新費については、選定事業者の年度ごとの提案金額を、半期ごとにその実績に応じて、支払うものとする。なお、半期ごとの支払期間を跨いで実施する修繕・更新については、その完了後に支払うものとする。また、各年度の総支払額は、選定事業者の当該年度の提案金額を上限とする。</u> ※下線部を追加
-	別紙7	イ			なお、<u>事業契約の解除</u>、実際の供用開始日の遅延等により、支払いの対象期間が6カ月に満たない場合は、対象期間の日割計算とする。 ※下線部を修正	なお、<u>委託契約の解除</u>、実際の供用開始日の遅延等により、支払いの対象期間が6カ月に満たない場合は、対象期間の日割計算とする。 ※下線部を修正
-	別紙7	ウ			消費税等については、<u>各事業費</u>の消費税等相当額につき、<u>各事業費</u>の支払いと同時期に併せて支払うものとする。 ※下線部を修正	消費税等については、<u>施設保守管理費</u>の消費税等相当額につき、<u>施設保守管理費</u>の支払いと同時期に併せて支払うものとする。 ※下線部を修正
-	別紙7	エ			消費税等については、<u>各事業費</u>の支払い手続に準じて支払う。 ※下線部を修正	消費税等については、<u>施設保守管理費</u>の支払い手続に準じて支払う。 ※下線部を修正
-	別紙7	表			※表中の次の記載について下線部を削除 うち、長期修繕計画に記載のある修繕・更新費(1件当たり130万円(税込)を超えるもの) うち、長期修繕計画に記載のない修繕・更新費(1件当たり130万円(税込)を超えるもの)	※表題を追加 「表 年度別施設保守管理費」 ※表中に次の列を追加 「うち修繕費・更新費を除いた金額(保守管理業務委託費)」